

神労発基 0612 第 1 号
平成 29 年 6 月 12 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
会長 殿

神奈川労働局長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 97 号。以下「改正告示」という。）が平成 29 年 3 月 29 日に公布され、改正省令は平成 29 年 6 月 1 日から、改正告示は平成 29 年 10 月 1 日から、それぞれ施行又は適用されます。

改正省令及び改正告示は、近年、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきてることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的としたものです。

改正の趣旨、内容等は下記及び別紙 1（平 29・3・29 厚生労働省令第 29 号）・別紙 2（新旧対照表）のとおりですが、貴団体の会員又は会員事業場等の関係者に対する周知方につき、御協力をお願い申し上げます。

記

I 改正省令関係

第 1 改正の趣旨及び概要

- 1 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）関係

(1) 産業医の定期巡視の頻度（安衛則第 15 条第 1 項関係）

過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となっており、また、嘱託産業医を中心に、より効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集において、作業場等の巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられ、これらを踏まえて、毎月 1 回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合においては、産業医の作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回することを可能としたこと。

(2) 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供（安衛則第 51 条の 2 第 3 項関係）

安衛則に基づく定期健康診断の有所見率が 5 割を超える状況の中、事業場規模にかかわらず異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取については事業者の義務とされており、また、産業医に期待される重要な職務である。

しかし、産業医の選任義務のない 50 人未満の小規模事業場を中心に、異常所見者に対する就業上の措置の実施が低調であり、その充実・徹底が必要である。これを踏まえ、定期健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師又は歯科医師からの意見聴取において医師又は歯科医師が意見を述べるに当たっては、定期健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、事業者は、医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとしたこと。

(3) 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供（安衛則第 52 条の 2 第 3 項関係）

過重労働による健康障害防止対策をはじめとする産業医の活動の充実の観点から、事業者は、安衛則第 52 条の 2 第 2 項に基づき、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとしたこと。

2 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）等関係

特殊健康診断の異常所見者に対する就業上の措置に関する医師からの意見聴取において医師が意見を述べるに当たっては、特殊健康診断において把握した情報に加えて、労働者の労働時間、業務内容等の情報を把握することも必要な場合があることなどから、以下の 8 省令について、事業者は、医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の業務に関する情報を求められた場合は、速やかに、当該情報を提供しなければならないものとしたこと。

- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）
- ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
- ・ 高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）
- ・ 電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）

第 2 細部事項

1 安衛則関係

(1) 産業医の定期巡視の頻度（安衛則第 15 条第 1 項関係）

① 産業医の作業場等の巡視頻度の変更についての事業者の同意は、産業医の意見に基づいて、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要であること。なお、当該調査審議は、産業医の作業場等の巡視頻度を変更することとする一定の期間を定めた上で、当該一定期間ごとに産業医の意見に基づいて行うこと。

② 産業医の作業場等の巡視頻度の変更を行う場合は、安衛則第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の情報とともに、改正省令により新たに規定された「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」が、事業者から産業医へ提供されていることが必要であること。

③ 産業医の作業場等の巡視頻度の変更は、事業者から産業医に対して、①で定めた一定期間中、毎月1回以上、必要な情報が提供されている場合において可能となるものであり、必要な情報が提供されなかった場合は、少なくとも毎月1回、産業医の作業場等の巡視を行う必要があること。

なお、衛生管理者の巡視が週1回以上実施されない場合等、安衛則第15条第1項関係の法令の規定に違反している場合も、同様に、少なくとも毎月1回、産業医の作業場等の巡視を行う必要があること。

④ 安衛則第15条第1項第1号の「衛生管理者が行う巡視の結果」には、巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所、安衛則第11条第1項の「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき」と判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容、その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項が含まれること。

⑤ 衛生委員会等における調査審議の結果として産業医に提供すべきものとしては、例えば、以下の情報が考えられ、事業場の実情に応じて、適切に定める必要があること。

イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及びその労働時間数（同条の規定に基づく面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置の対象となる者は、安衛則52条の8第2項各号に規定する者としている。）

ロ 新規に使用される予定の化学物質・設備名及びこれらに係る作業条件・業務内容

ハ 労働者の休業状況

⑥ 産業医の作業場等の巡視頻度を変更しない場合においても、事業者は産業医に対して、安衛則第15条第1項第1号及び第2号の情報を提供することが望ましいこと。また、事業者から産業医に対して情報が提供された場合であっても、産業医は、必要に応じて、他の情報の収集・把握等に努め、事業場における課題等に対応すべきであること。

(2) 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供（安衛則第51条の2第3項関係）

「労働者の業務に関する情報」には、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等があること。

(3) 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供（安衛則第 52 条の 2 第 3 項関係）

新たに事業者から産業医に提供されることとなる安衛則第 52 条の 2 第 3 項に規定する情報は、安衛則第 52 条の 3 第 4 項に基づく産業医による労働者に対する面接指導の申出の勧奨のほか、健康相談等で活用することを想定したものであること。なお、安衛則第 52 条の 2 第 2 項に基づき労働時間を算定し、「1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者」がない場合においても、その旨の情報を産業医に対して提供すること。

2 有機溶剤中毒予防規則等関係

「労働者の業務に関する情報」には、特殊健康診断の対象となる有害業務以外の業務を含む、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等があること。

II 改正告示関係（改正の趣旨及び内容）

事業場における治療と職業生活との両立支援対策に関する産業医の的確な関与を促進するため、産業医の要件に係る研修及び実習における研修科目及び実習科目の「健康管理」に関する範囲に「治療と職業生活との両立支援」を追加すること。

なお、本改正告示の内容等とともに産業保健総合支援センター等における治療と職業生活との両立支援に関する産業医への研修についても、上記関与の促進に資することから、都道府県労働局においては、その周知に努めること。

III その他（治療と職業生活の両立支援に関する産業医の職務）

昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 602 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」において、安衛則第 14 条第 1 項第 6 号の労働者の健康管理に関する事項には、疾病管理等が含まれるとしているが、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等）等を踏まえた治療と職業生活の両立支援についてもこれに含まれること。

安全衛生情報センター

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

改正履歴

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の四及び第六十六条の八第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「毎月一回」の下に「(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

第五十一条の二に次の二項を加える。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

第五十二条の二に次の二項を加える。

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行つたときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二に次の二項を加える。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二に次の二項を加える。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第四条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二に次の二項を加える。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第五条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二に次の二項を加える。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

第六条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二に次の二項を加える。

- 2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(電離放射線障害防止規則の一部改正)

第七条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二に次の二項を加える。

- 3 事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(石綿障害予防規則の一部改正)

第八条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の二項を加える。

- 2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正)

第九条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の二項を加える。

- 2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

産業医制度の充実に向けた労働安全衛生規則等の改正 新旧対照表

別紙2

改 正 前 (旧)	改 正 後 (新) <u>(改正部分)</u>
労 働 安 全 衛 生 規 則	
(産業医の定期巡視及び権限の付与) 第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与える。	(産業医の定期巡視及び権限の付与) 第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 一 第十一條第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防 止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情 報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会におけ る調査審議を経て事業者が産業医に提供することと したもの
2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与える。	2 事業者は、産業医に對し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与える。
(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取) 第五十五条の二 第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければなら い。	(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取) 第五十五条の二 第四十三条等の健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 第四十三条等の健康診断が行われた日(法第六十
六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聽取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。
- 2 法第六十六条の二の四の規定により行わなければならない。
一 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から二月以内に行うこと。
- 二 聽取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

- 一 第四十三条等の健康診断が行われた日(法第六十
六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聽取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。
- 2 法第六十六条の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聽取は、次の定めどこところにより行わなければならない。
一 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から二月以内に行うこと。
- 二 聽取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。
- 3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聽取を行いう上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件等)
第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時超出え、かつ、疲労の蓄積が認められるとする。ただし、次項の期日前一日において「第六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という)を受けた労働者その他のこれに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものと除外する。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件等)
第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時超出え、かつ、疲労の蓄積が認められるとする。ただし、次項の期日前一日において「第六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という)を受けた労働者その他のこれに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除外する。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 事業者は、第1項の超えた時間の算定を行つたときは
速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた
労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情
報を産業医に提供しなければならない。

有機溶剤中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)
第三十六条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく
法第六十六条の四の規定により行なわれる医師かららの意見聴取は、
次に定めるとところによる。
一 有機溶剤等健康診断が行わなければならぬ日（法第六十六条
第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康
診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日
）から三月以内に行うこと。
二 聽取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票
に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要
となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速
やかに、これを提供しなければならない。

鉛中毒予防規則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)
第五十四条の二 鉛健康診断の結果に基づく法第六十六条
の四の規定による医師かららの意見聴取は、次に定めるとこ
ろにより行わなければならない。
一 鉛健康診断が行わされた日（法第六十六条第五項た
だし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)
第三十三条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく
法第六十六条の四の規定により行なわれる医師かららの意見聴取は、
次に定めるとところによる。
一 有機溶剤等健康診断が行わなければならぬ日（法第六十六条
第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康
診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日
）から三月以内に行うこと。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行ふ上で必要
となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速
やかに、これを提供しなければならない。

結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。
二 聽取した医師の意見を鉛健康診断個人票に記載すること。

結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。
二 聽取した医師の意見を鉛健康診断個人票に記載すること。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

四 アルキル鉛中毒予防規則

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）
第二十三条の二 四アルキル鉛健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。
一 四アルキル鉛健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。
二 聽取した医師の意見を四アルキル鉛健康診断個人票に記載すること。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）
第二十三条の二 四アルキル鉛健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。
一 四アルキル鉛健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。
二 聽取した医師の意見を四アルキル鉛健康診断個人票に記載すること。

特定化学物質障害予防規則

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）
第四十条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）
第四十条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定

めることにより行わなければならない。

一 特定化學物質健康診断が行わられた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が提出した健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を特定化學物質健康診断個人票に記載すること。

めることにより行わなければならない。

一 特定化學物質健康診断が行わられた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が提出した健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を特定化學物質健康診断個人票に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

高 気 圧 作 業 安 全 健 生 標 準

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第三十九条の二 高気圧業務健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 高気圧業務健康診断が行わられた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が提出した健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第三十九条の二 高気圧業務健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 高気圧業務健康診断が行わられた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が提出した健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

電 離 放 射 線 障 害 防 止 規 則

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取) 第五十七条の二 電離放射線健康診断の結果による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。 一 電離放射線健康診断が行わられた日（法第六十六条）から三月以内に事業者に提出した医師の結果を証明する書面を行うこと。 二 聽取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票に記載すること。	2 緊急時電離放射線健康診断(離職する際に行わなければならぬもののを除く。)の結果に基づく法第六十六条の規定による医師からの意見聴取は、次に定めることにより行わなければならない。 一 緊急時電離放射線健康診断が行わられた後（法第六十六条第五項ただし書の場合による書面を事業者に提出した後）速やかに行うこと。 二 聽取した医師の意見を緊急時電離放射線健康診断個人票に記載すること。
--	---

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取) 第五十六条の四 電離放射線健康診断の結果による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。 一 第五項ただし書の場合における書面を事業者に提出した医師の結果を証明すること。 二 聽取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票に記載すること。	2 緊急時電離放射線健康診断(離職する際に行わなければならぬもののを除く。)の結果に基づく法第六十六条の規定による医師からの意見聴取は、次に定めることにより行わなければならない。 一 緊急時電離放射線健康診断が行わされた後（法第六十六条第五項ただし書の場合による書面を事業者に提出した後）速やかに行うこと。 二 聽取した医師の意見を緊急時電離放射線健康診断個人票に記載すること。
---	---

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取) 第四十二条 石綿健康診断の結果による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。 一 第五項ただし書の場合における書面を事業者に提出した医師の結果を証明すること。 二 聽取した医師の意見を石綿障害予防規則に記載すること。	(健康診断の結果についての医師からの意見聴取) 第四十二条 石綿健康診断の結果による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。 一 第五項ただし書の場合における書面を事業者に提出した医師の結果を証明すること。 二 聽取した医師の意見を石綿障害予防規則に記載すること。
--	--

<p>により行わなければならない。</p> <p>一 石綿健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。</p> <p>二 聽取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。</p>	<p>一 石綿健康診断が行わされた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。 二 聽取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。</p> <p>2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。</p>
<p>東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則</p> <p>（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）</p> <p>第二十二条 除染等電離放射線等の結果に基づく意見聴取の実施に係る医師からの意見は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 除染等電離放射線健康診断が行わされた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該除染等業務従事者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。</p> <p>二 聽取した医師の意見を除染等電離放射線健康診断個人票に記載すること。</p> <p>2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。</p>	<p>（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）</p> <p>第二十二条 除染等電離放射線等の結果に基づく意見聴取の実施に係る医師からの意見は、次に定めるところによる。</p> <p>一 除染等電離放射線健康診断が行わされた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該除染等業務従事者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。</p> <p>二 聽取した医師の意見を除染等電離放射線健康診断個人票に記載すること。</p> <p>2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。</p>